

議案第 80 号

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する  
条例について

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定及び飛騨市過疎地域持続  
的発展計画の策定に伴う改正

## 商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例 の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の区域内において製造の事業」を「飛驒市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、当該計画に振興すべき業種として定められた製造業」に、「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に、「若しくは旅館業」を「、旅館業」に改め、「(下宿営業を除く。以下同じ。)」の次に「及び情報サービス業等」を加え、「を新設し、又は増設」を「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）を」に改める。

第2条中「第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に、「製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設」を「製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等を」に、「その取得の日」を「令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日」に改める。

第3条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「3箇」に改め、各号及び第2項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

## 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定による過疎地域の市町村として公示されたことに伴い、<u>本市の区域内において製造の事業</u></p> <p>_____、農林水産物等販売業(過疎地域内_____において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)若しくは<u>旅館業</u>(下宿営業を除く。以下同じ。)_____の用に供する設備を新設し、又は増設</p> <p>_____した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける<u>製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設</u>_____した者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物(過疎地域</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定による過疎地域の市町村として公示されたことに伴い、<u>飛騨市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、当該計画に振興すべき業種として定められた製造業、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)、旅館業</u>_____ (下宿営業を除く。以下同じ。)及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける<u>製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等</u>をした者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物(過疎地域</p>

の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条に規定する特別償却設備に限る。）

及びその敷地である土地（その取得の日  
\_\_\_\_\_の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）とする。

（固定資産税の課税免除）

第3条 市長は、前条に規定する固定資産に対して課する固定資産税について、最初に課すべき年度以降次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に限り免除する。

- (1) 市内において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を有しない者が当該設備を新設した場合 3年度
- (2) 前号に規定する設備を有する者が雇用の増加を伴う設備を増設した場合 3年度
- (3) 第1号に規定する設備を有する者がこれらの設備を増設した場合（前号に掲げる場合を除く。） 3年度

2 前項第2号の雇用の増加については、規則で定める規模による。

以下 略

の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条に規定する特別償却設備に限る。）

及びその敷地である土地（令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。）とする。

（固定資産税の課税免除）

第3条 市長は、前条に規定する固定資産に対して課する固定資産税について、最初に課すべき年度以降3箇  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年度分に限り免除する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定及び飛騨市過疎地域持続的発展計画の策定に伴う改正
制定改廃の根拠等	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下「新法」という。）が制定され、同法に基づく「飛騨市過疎地域持続的発展計画」が策定されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
法令制定の趣旨等	<p>新法では、過疎地域の持続的な発展に不可欠な産業振興を効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに地域企業の持続性を高める観点から見直しが行われた。</p> <p>なお、固定資産税の課税免除等に係る減収補填措置の特例の適用を受けるためには、その根拠となる条例の整備及び産業振興促進事項を記載した過疎地域持続的発展市町村計画の策定が必要となる。</p>

条例の概要	【改正の趣旨】																		
	当該条例において引用している法令名称、並びに計画上定められている対象区域、業種及び設備投資規模等を改正するもの。 (第1条、第2条、第3条関係)																		
		改正前	改正後																
	根拠法令	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法																
	対象区域	過疎地域（市内全域）	産業振興促進区域内（市内全域）																
	対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業	左記に情報サービス業等を追加																
	優遇措置	対象資産に係る固定資産税を課税免除（3年間）																	
	取得価額要件	全業種 取得価額 2,700万円以上	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">製造業、旅館業</td> </tr> <tr> <td>資本金規模</td> <td>取得価額</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超 1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農林水産物等販売業、情報サービス業等</td> </tr> <tr> <td>資本金規模</td> <td>取得価額</td> </tr> <tr> <td>関係なし</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table> <p>※資本金規模5,000万円超の事業者については、新設又は増設に係る取得等に限る。</p>	製造業、旅館業		資本金規模	取得価額	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	農林水産物等販売業、情報サービス業等		資本金規模	取得価額	関係なし	500万円以上
製造業、旅館業																			
資本金規模	取得価額																		
5,000万円以下	500万円以上																		
5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上																		
1億円超	2,000万円以上																		
農林水産物等販売業、情報サービス業等																			
資本金規模	取得価額																		
関係なし	500万円以上																		
	対象となる設備投資	新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設（建物等にあつては、改修（増築、改築、修繕、又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。）																
市民への影響等	【市民（事業者）への影響】 対象業種の拡大及び取得価額要件の緩和により、事業者により有利となる改正																		
施行日	公布の日（適用日：令和3年4月1日）																		
備考																			